

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第二十一号

#### 広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「勤務評定制度」を「人事評価制度」に改め、同条第三号中「職階制」を「退職管理」に改め、同条第十二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条第一項中「主任専門員及び専門員」を「事業調整員」に改め、同条第三項中「主任専門員」を「事業調整員」に、「所定の専門事項に関する事務を整理」を「特定の事業の調整に係る事務に従事」に改め、同条第四項を削る。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。